

加須市ゼロカーボンシティ推進協議会設置要綱

(令和 6 年 10 月 15 日市長決裁)

(設置)

第 1 条 2030 年度の二酸化炭素削減目標及び 2050 年カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に向けて、「加須市地球温暖化防止実行計画（区域施策編）ゼロカーボンシティ「かぞ戦略」（以下「計画」という。）」の推進を図るため、加須市ゼロカーボンシティ推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の進行管理、見直し、推進等に関する事。
- (2) 市のゼロカーボン推進に関する事。
- (3) その他カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に関する事。

(組織)

第 3 条 推進協議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 市内の公共的団体等の代表者
- (4) 事業者
- (5) 市以外の関係行政機関の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

3 委員のほかにオブザーバーを置くことができる。

4 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 推進協議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 推進協議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 推進協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 推進協議会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

5 会長は、特に必要があると認めた場合又は急を要する場合は、書面による決議とすることができる。

(庶務)

第6条 推進協議会の庶務は、環境安全部環境政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、会長が推進協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年10月15日から施行する。